

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、檀原市長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

令和七年三月十四日

奈良県知事 山下 真

一 測量の目的 公共測量（基準点測量）

二 測量の地域 檀原市新堂町

三 測量の期間 令和七年三月十日から同年五月九日まで